

## 令和2年度 八王子市生け垣造成補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における生け垣の造成と既存のブロック塀、煉瓦塀、万年塀、石垣、木塀、ネットフェンス、鉄柵及び木柵などの塀又は柵（以下「ブロック塀等」という。）を生け垣にすることで、安全で市民の目に見えるみどりがあふれる住環境を形成することを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「生け垣」とは、樹高のほぼ均一な樹木を枝葉が十分に触れ合うように列植したものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新たに生け垣を造成する市内の土地を所有又は使用する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国、都その他公共団体
- (2) 当該土地の販売を目的とする者
- (3) 補助金の交付申請時に、市税（国民健康保険税を含む）に滞納のある者（任意団体からの申請にあつては団体の代表者を対象とする）
- (4) 当該土地及び当該土地と一体として使用している土地において、申請しようとする日が属する年度の3月31日から起算して過去5年以内に市から生け垣の造成に関する補助金の交付を受けたことがある者
- (5) 暴力団員または暴力団に関係する者
- (6) その他市長が不相当と認める者

### (補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる生け垣の造成とは、その生け垣が次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、市長が適当であると認めたものについては、この限りではない。

- (1) 健全な樹木を用いて、新たに造成されるものであること
- (2) 幅員が4メートル以上の道路に隣接していること
- (3) 樹木の高さが概ね90センチメートル以上であること
- (4) 生け垣の延長が2メートル以上であること
- (5) ブロック塀等の内側に造成する場合、ネットフェンスや鉄柵もしくは木柵のような生け垣の大部分が透視可能なものであるときにはその高さが造成する生け垣の樹高以下、または、透視不能なものであるときにはその高さが生け垣を造成する地盤から40センチメートル以内であること。

(6) 生け垣の造成工事が令和3年2月28日までに完了すること。

2 生け垣を造成しようとする者が、その生け垣を造成しようとする場所に設置してあるブロック塀等を撤去した場合の撤去費用について、補助金の交付対象とすることができる。ただし、その補助金の交付対象とする延長は当該生け垣の補助金の交付対象となる延長を限度とする。

(補助金の額)

第5条 生け垣の造成に係る補助金の額(上限額は60,000円)は、次のいずれかの低い額とする。

(1) 生け垣の造成に要した費用の2分の1の額

(2) 1メートル当たりの生け垣の造成に要した費用(上限額は6,000円)に生け垣の延長を乗じて得た額

2 生け垣の造成に伴う既存のブロック塀等の撤去に係る補助金の額(上限額は30,000円)は、次のいずれかの低い額とする。

(1) 既存のブロック塀等の撤去に要した費用の5分の4の額

(2) 1メートル当たりのブロック塀等の撤去に要した費用(上限額は3,000円)に既存のブロック塀等の延長を乗じて得た額

3 補助金の交付額は、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(造成工事の届出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「届出者」という。)は、生け垣造成工事着手届(第1号様式)に生け垣の造成場所の案内図、造成の計画図および当該場所の生け垣を造成する前の現状写真を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第4条の規定に適合するかどうかについて、現地において実態調査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による実態調査の結果、補助金の交付対象と認めたときは、生け垣造成工事着手届内容確認通知書(第2号様式)により速やかに届出者にその旨を通知するものとする。

4 届出者は前項の通知を受けたときは、速やかに当該届出された生け垣を造成する場所において生け垣の造成に着手しなければならない。

(内容変更等の承認)

第7条 届出者が次の各号のいずれかに該当したときは、生け垣造成工事変更・延期・中止申請書(第3号様式)により速やかに市長にその旨を通知し、市長の承認を得なければならない。

(1) 生け垣の造成の内容等を変更しようとするとき(軽微なものを除く)。

(2) 生け垣造成を延期しようとするとき。ただし、工事完了が令和3年2月28日を超えない場合に限る。

(3) 生け垣造成を中止しようとするとき。

(完了届兼交付申請書及び完了検査)

第8条 届出者は、生け垣の造成が完了したときは、速やかに生け垣造成工事完了届兼補助金交付申請書(第4号様式。以下「申請書」という。)に生け垣の造成にかかった費用の領収書又は生け垣の造成のために購入した苗木、竹もしくは木材及び杉丸太もしくは竹を固定するために使用した必要最小限の針金、客土等の領収書と、当該生け垣を造成した場所の造成後の現状写真を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、第4条の規定に適合しているかどうかについて、現地において完了検査を行うものとする。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定による完了検査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をし、生け垣造成補助金交付決定通知書(第5号様式)により届出者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条に規定する交付決定通知書を受けた届出者は、速やかに市長に生け垣造成補助金交付請求書を提出しなければならない。

(責務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に当該生け垣の保護と育成に努め、これを適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、道路境界の確定等により当該生け垣を移転する必要があるときには、自己負担により速やかにこれを移設しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、交付決定日の属する年度の4月1日から起算して5年間は生け垣を撤去することができない。ただし、区画整理や道路拡幅などの事業に伴い、移動もしくは撤去しなければならない場合、または、当該土地の所有者もしくは管理者が相続、分筆など市が認められる事由により変更された場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を受けた者が前条の責務を履行しないとき。
- (3) 暴力団の利益となる利用であったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定める事項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 この補助事業は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

八王子市長 殿

**届出者**

フリガナ

氏 名

〒 \_\_\_\_\_

住 所

電 話 番 号 ( )

携 帯 電 話 番 号 ( )

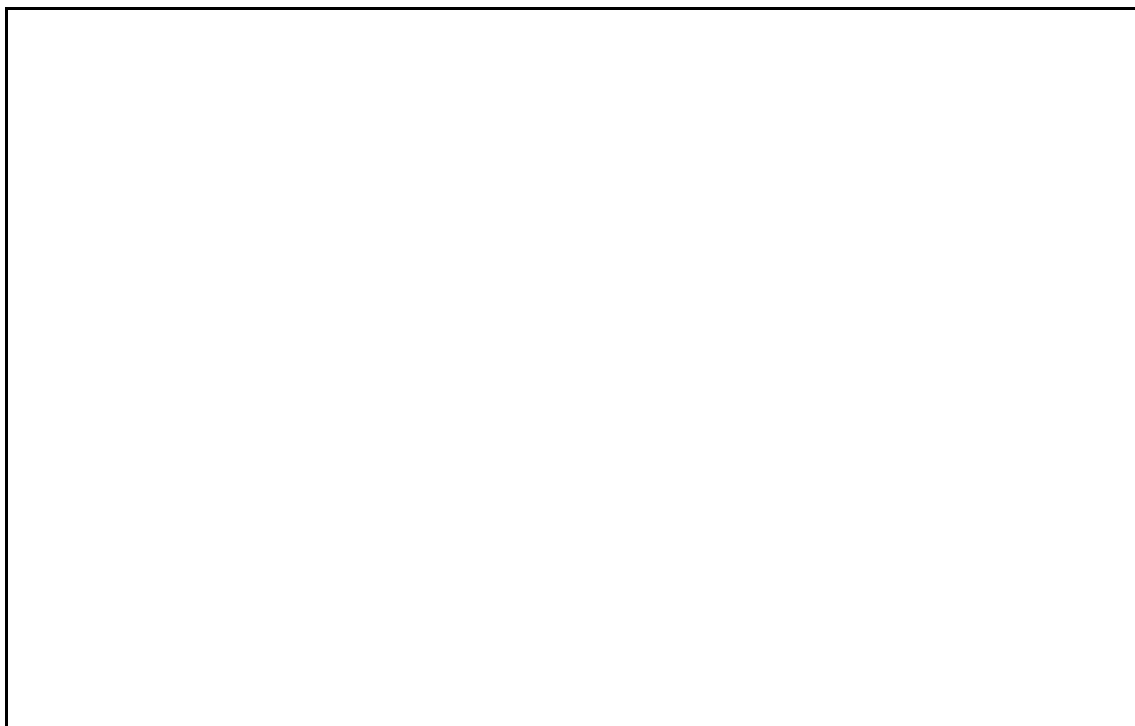
F A X 番 号 ( )

生け垣造成工事着手届

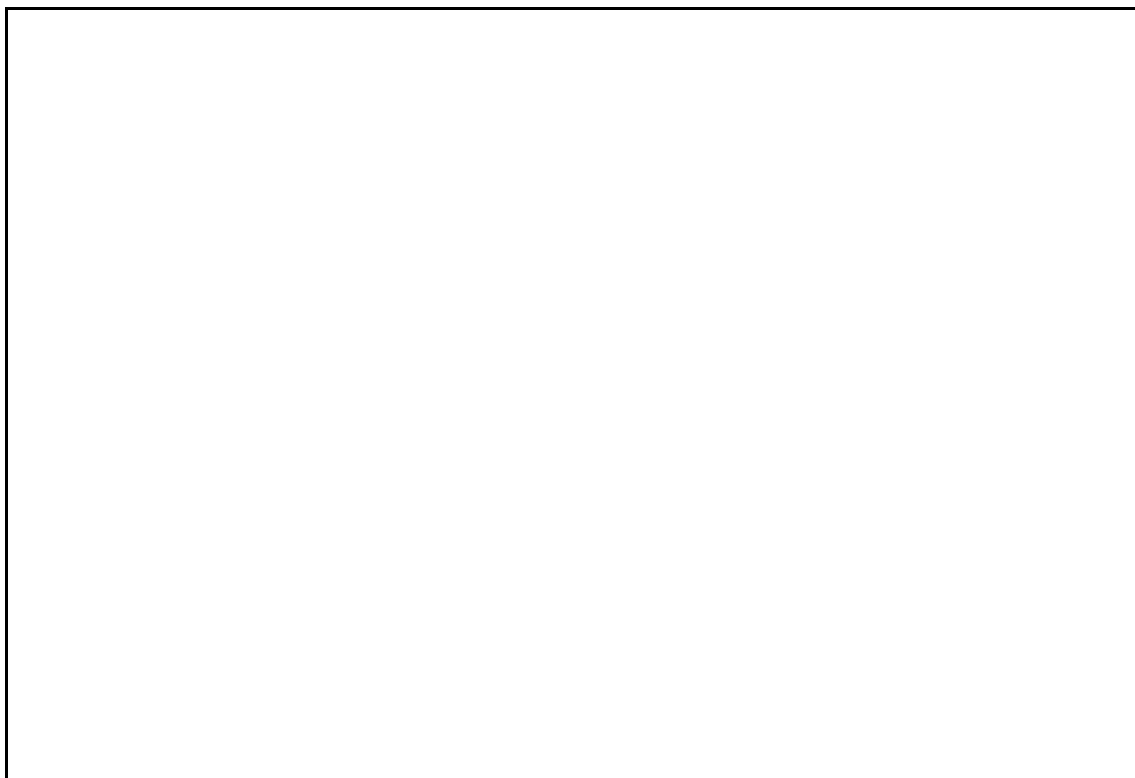
生け垣の造成を行いたいので、 年度八王子市生け垣造成補助金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。また、補助金交付申請時に市税納付状況について確認されることに同意し、八王子市暴力団排除条例第9条の措置要件に該当しないことを宣誓します。

生 け 垣	造 成 場 所	八王子市
	造 成 総 延 長	m
	完 成 予 定 日	年 月 初旬・中旬・下旬 頃
既 存 物	撤 去 物 の 種 類	ブロック塀・フェンス・その他 ( )
	撤 去 延 長 等	延長 m / 高さ m
	撤 去 予 定 日	年 月 初旬・中旬・下旬 頃
添 付 書 類	1 造成場所の案内図及び計画図（裏面使用） 2 造成前又は既存塀等の撤去前の現状写真 3 その他	

現 地 案 内 図 （造成場所の周辺案内図）



造 成 計 画 図 （生け垣の造成箇所のわかる隣接する道路を含む図面）



年 月 日

様

八王子市長

生け垣造成工事着手届内容確認通知書

年 月 日付で届出のあった、生け垣造成工事について  
年度八王子市生け垣造成補助金交付要綱の規定に基づき現地において  
実態調査等を行った結果、同要綱第4条の規定に適合していると認められたの  
で通知します。

なお、本通知後、速やかに生け垣の造成に着手し、造成の完了後には下記の  
書類等を提出願います。

記

- 1 生け垣造成工事完了届兼補助金交付申請書
- 2 生け垣の造成及び既存塀等の撤去にかかった費用の領収書
- 3 生け垣完成後の写真

年 月 日

八王子市長 殿

申 込 者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号 ( )

変 更  
生 け 垣 造 成 工 事 延 期 申 請 書  
中 止

生け垣造成の をしたいので承認願いたく、 年度八王子市生け垣造成補助金交付要綱第7条第1項の規定により申し込みます。

内 容 確 認 通 知	年 月 日 付 八 収 第 号	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 等 の 理 由		
添 付 書 類	1 変更前の造成の計画図 2 変更後の造成の計画図 3 その他	

年 月 日

八王子市長

殿

申請者

住 所

フリガナ氏名

電話番号 ( )

日中連絡が取れる電話番号 ( )

FAX番号 ( )

生け垣造成工事完了届兼補助金交付申請書

年 月 日付で届け出をした生け垣の造成が完了したので、  
 年度八王子市生け垣造成補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請し  
 ます。なお、申請にあたり、市税納付状況について確認されること及び次のことに同意  
 します。

- 暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、暴力  
 団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会される  
 こと及び交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交  
 付を取り消し、補助金を返還することに同意します。（八王子市暴力団排除条例第  
 9条）（ にレチェックをお願いします。）

生け垣造成に関する届け出事項	
造成場所	八王子市
高さ・長さ	高さ m / 長さ m
樹木の種類等	種類 / 本数 本
造成費支払額	円（税込み）
造成完了日	年 月 日
既存塀等撤去に関する届け出事項	
高さ・長さ	高さ m / 長さ m
撤去費支払額	円（税込み）
撤去完了日	年 月 日
添付書類	造成及び撤去にかかった費用の領収書・生け垣写真



年 月 日

様

八王子市長

生け垣造成補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった生け垣造成における補助金の交付については、下記のとおり決定したので、年度八王子市生け垣造成補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 決定額

2 算出方法

3 交付条件

この補助金の交付を受けた方は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 積極的に当該生け垣の保護と育成に努め、これを適正に管理しなければなりません。
- (2) 道路境界の確定等により当該生け垣を移転する必要があるときには、自己負担により速やかにこれを移設しなければなりません。
- (3) 交付決定日の年度の4月1日起算して5年間は生け垣を撤去することができません。

また、これらの義務を履行しないときは、交付した補助金を返還していただきます。